

# 川越市立寺尾小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月 改定

川越市立寺尾小学校

## 目 次

### 第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- 1 いじめの防止等に関する基本理念
- 2 基本理念を踏まえた具体的な対策の方針
- 3 いじめの定義

### 第2章 学校におけるいじめの防止等のための対策

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 いじめの防止等のための組織の設置
- 3 いじめの未然防止に関する指針
- 4 いじめの早期発見に関する指針
- 5 いじめへの対応に関する指針
- 6 いじめの解消に関する指針
- 7 保護者・地域との連携
- 8 学校評価による取組の検証
- 9 その他の留意事項

### 第3章 重大事態への対処

### 第4章 いじめ防止年間計画

## 第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### 1 いじめの防止等に関する基本理念

- (1) 全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の対策を強化する。
- (2) 「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、全ての児童において、いじめをしない心を育てる。
- (3) 学校、家庭、地域、関係機関は、いじめを受けている児童を守る事を共通認識とし、連携していじめの根絶に努める。

### 2 基本理念を踏まえた具体的な対策の方針

#### 【基本理念（1）に係る対策の方針】

- ①児童生徒からのいじめのサインを見逃さないようにする。
- ②いじめが発生した場合には、迅速に組織で対応し、いじめを受けている児童を絶対に守り通すとともに、いじめをしている児童には、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

#### 【基本理念（2）に係る対策の方針】

- ①日常的にいじめ問題について触れ、児童生徒に、いじめは絶対に許さない態度を育てる。
- ②いじめ問題に対し、あらゆる教育活動を通して思いやりの心を育て、全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをする。

#### 【基本理念（3）に係る対策の方針】

- ①学校、家庭、地域、関係機関が、いじめ問題についての情報を共有するとともに、連携していじめ防止及び早期解決に努める。

### 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- (1) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

（国の基本方針より）

### 【いじめを認知する際の方針】

- ①個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童の立場に立つて行う。また、いじめの認知については、複数の教職員による組織「校内いじめ対策委員会」をもって行う。
- ②けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、該当児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ③いじめられている児童の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聴き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- ④いじめの事実確認においては、当該児童の保護者と連携して対応する。また、地域からもいじめの問題に関する情報を積極的に収集する。

## 第2章 学校におけるいじめ防止等のための対策

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定を踏まえ、国の基本方針、埼玉県基本方針及び川越市基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

#### 【学校基本方針】

- (1)「わたしたちのふる里寺尾」の小学校として、子どもたち一人ひとりが大切にされる学校を目ざし、「いじめが人間として許されないこと」「人間は互いに尊重されるべき存在であること」を学校教育の柱とする。
- (2) いじめについて家庭でも話し合い、教職員、児童、保護者、地域全体がいじめについて共通認識を持てるようにする。
- (3) いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決、発生時の対応を強化する。

### 2 いじめ防止等のための組織の設置

学校は、法第22条の規定を踏まえ、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行う際の中核となる常設の組織として「校内いじめ対策委員会」を置く。

#### (1) 校内いじめ対策委員会の構成員

校長・教頭・主幹教諭（教務主任）・生徒指導主任・教育相談主任・学年主任  
養護教諭・（スクールカウンセラー）・（学校運営協議会委員）

#### (2) 校内いじめ対策委員会の役割

- ①いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ②学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

- ③いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ④いじめに係る情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ⑤いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開催するなどし、情報の迅速な共有及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ⑥いじめを受けている児童に対する支援やいじめをしている児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ⑦重大事態発生の際の調査機関としての役割

### 3 いじめ未然防止に関する指針

学校は、児童が周囲の友人や教職員と信頼関係を築き、安心・安全な学校生活を送ることができるようにする。また、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成することを通して、いじめに対して傍観者となることなく、積極的に解決しようとする児童を育成する。
- (2) 自他の生命の尊重について、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等のあらゆる機会において、継続的・計画的な指導を充実させ、暴力行為の根絶と命の大切さの指導の徹底を図る。
- (3) 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめとは何かについて考えたものを具体的に列挙して、目につく場所に掲示する等により、児童と教職員がいじめについての認識を共有する。
- (4) 道徳教育や、言語環境の整備等を含めた人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (5) 児童が主体的に自ら成長することを促すための社会性や人間関係スキルを高める意図的・計画的な指導を充実させる。
- (6) いじめが発生する背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとして関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたいわかる授業、楽しい授業づくりを実現し、基礎学力の定着を図るとともに、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。
- (7) 一人ひとりの児童の個性等への理解を深め、児童が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童が活躍できる機会を提供し、自己有用感が高められるよう努める。
- (8) 児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を通して、いじめに正面から向き合い、主体的にいじめの防止を訴える取り組みを推進する。
- (9) 学習面及びいじめ対応を含めた生徒指導面の両面における、9年間を見通した指導体制の充実を図るため、小中連携を一層推進する。

- ・「いじめの防止」をねらいとした授業の充実（特別活動、道徳科等）
- ・警察や関係機関と連携した授業（薬物乱用防止教室 非行防止教室等）
- ・地域や他校、異校種と連携した学習の機会（児童連絡協議会等）

#### 4 いじめの早期発見に関する指針

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- （１）日常的な児童相互の人間関係の把握に努める。特に、遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化は、いじめをはじめとする人間関係の変化の可能性を含むものとして捉え、学校全体で情報共有をし、早期に対応する。
- （２）定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、児童及び保護者が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- （３）日記や個人面談、家庭訪問等の機会を有効に活用し、日頃から児童の様子や行動に気を配る。
- （４）家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して児童を見守る。
- （５）地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- （６）パスワード付きサイトや SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を利用したいじめについては、発見が難しいため、児童の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

- ・奇数月に児童対象アンケートの実施
- ・年間１回保護者対象アンケートの実施
- ・月１回程度の児童・保護者の面談日の実施
- ・いじめ相談ポストの設置
- ・各学級担任による記録
- ・校内いじめ対策委員会の実施（月１回の生徒指導委員会の実施）

#### 5 いじめへの対応に関する指針

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、速やかに校内いじめ対策委員会に報告し組織的に対応する。報告を受けた校内いじめ対策委員会は組織として、いじめであるか否かを判断する。その際、いじめを受けている児童を守り通すとともに、毅然とした態度で指導をする。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

##### （１）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ②「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ④発見・通報を受けた教職員は、直ちに「校内いじめ対策委員会」に報告をし、情報を共有する。

- ⑤校内いじめ対策委員会は、速やかに関係児童から事情を聴き取る等学校基本方針に沿って組織的に対応する。いじめであるか否かについて収集した情報をもとに組織的に判断をする。
- ⑥校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、いじめを受けている児童及びいじめをしている児童の保護者に連絡する。
- ⑦指導が困難な際、または児童の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(2) いじめを受けている児童及びその保護者への支援

- ①いじめを受けている児童から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ②状況に応じて、見守りを行うなど、いじめを受けている児童の安全を確保する。
- ③いじめを受けている児童に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ④状況に応じて、いじめをしている児童を別室で指導する。
- ⑤いじめを受けている児童の心のケアのために、必要に応じて中学校に配置されているさわやか相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用したり、関係機関の協力を得たりする。
- ⑥解決したと思われる場合も含め、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。また、必要に応じて、長期休業前の事前指導や、長期休業中の家庭との緊密な連絡など、定期的な状況把握や見届けを行う。

(3) いじめをしている児童への指導及びその保護者への助言

- ①いじめをしている児童から、事実関係の聴き取りを行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じてさわやか相談員やスクールカウンセラー、心理や福祉等の専門家など、外部の専門家の協力を得て、組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する対応をとる。
- ②迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ③いじめをしている児童への指導の際、いじめは基本的人権を侵害するものであるとの認識の下、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④いじめをしている児童に対する成長支援の観点から、当該児童が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の形成に配慮する。
- ⑤いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導や、場合によっては警察との連携による対応等を含め、毅然とした対応及びきめ細やかな対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ②誰かに知らせる勇気を持つよう伝えとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

- ③全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ①計画的な情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている児童に深刻な傷を与えかねない行為である事を理解させる取組を行う。
- ②インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ③必要に応じて、法務局、警察署と連携して対応する。
- ④ネットパトロールによって得られた情報から、インターネット上のいじめやトラブルの早期発見に努める。
- ⑤インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ⑥パスワード付きサイトや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したいじめについては、発見しにくいため、情報モラル教育の推進をするとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

6 いじめの解消に関する指針

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していることを確認する。

- ①相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ②いじめの行為の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。
- ③相当の期間が経過するまでは、複数の教職員が関係の児童の様子を含め、いじめの状況を見守り、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることについて、いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、「解消している」と判断した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、関係児童の人間関係等について、日常的に注意深く見守る。

(川越市基本方針より)

## 7 保護者・地域との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向け、家庭・地域と積極的に連携を図る。

### (1) 相談窓口の周知

- ①相談窓口広報リーフレット等の配布による、相談窓口の周知
- ②スクールカウンセラーやさわやか相談員（寺尾中学校から隔週1日派遣）、スクールソーシャルワーカーによる相談活動の積極的な活用を図るための児童及び保護者への周知（相談日の案内等）

### (2) 情報モラルの啓発

- ①家庭教育学級及び川越市PTA連合会の研修会等における情報モラルの啓発（埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携）

### (3) いじめの未然防止の広報啓発

- ①「ストップいじめ」の配布による、いじめの未然防止の啓発
- ②入学説明会等の機会を活用した、就学前の幼児の保護者に対するいじめの未然防止に係る啓発（学校基本方針の周知等）

### (4) 学校基本方針や学校のいじめに対する取組の周知

- ①学校評議員会議や青少年健全育成会議等において、学校が抱えるいじめに係る状況や課題、学校基本方針に基づくいじめへの対応等について、共有することにより、地域ぐるみでいじめに対応する。
- ②学校基本方針は、ホームページに掲載するとともに、その他の方法により、保護者や地域住民に積極的に周知する。また、各年度初めに児童、保護者、関係機関等に説明する。

## 8 学校評価による取組の検証

- (1) 学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況、達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- (2) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。
- (3) 取組状況等の検証については、校内いじめ対策委員会が行う。

## 9 その他の留意事項

### (1) 校内研修の充実

- ・いじめ防止年間計画に基づき、全ての教職員が法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるようカウンセリング能力等の向上やいじめへの対応をはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

### (2) 校務の効率化

- ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。

(3) 教育委員会との緊密な連携

- ・教育指導課生徒指導担当への定期報告（情報の共有、指導助言）
- ・指導主事による学校訪問の活用（情報の共有等）
- ・教育センター分室リベラへの相談体制の整備

(4) 関係機関との連携

- ・いじめの内容に応じて、関係機関との連携を図り、迅速な解決と未然防止を図る。

①警察との連携

- ・川越警察署生活安全課との日常的な連携
- ・定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
- ・いじめ・少年非行防止撲滅啓発活動「小江戸川越SPEC」の実施
- ・埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携による、保護者への啓発

②児童相談所、市福祉部局及び法務局との連携

- ・児童相談所、市こども家庭課とのケース会議による具体的対応の検討
- ・教育センター分室リベラとの連携による、いじめを受けた児童、いじめをしている児童へのケア

### 第3章 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、いじめにより、児童に次のような重大な被害等が生じた疑いがあると認める場合とする。

①児童が自殺を企図した場合

②身体に重大な傷害を負った場合

③金品等に重大な被害を被った場合

④精神性の疾患を発症した場合

⑤相当の期間（年間30日）学校を欠席することを余儀なくされた場合

⑥その他校長や教育委員会が認めるもの

- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えられたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
- ・児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の日数に関わらず、学校、教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。
- ・児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## （２）重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ発生を報告する。  
（「事故速報」にて報告）

## （３）重大事態の調査

- ①学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査を行うための組織（以下、「調査組織」という。）を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ②調査組織の構成については、学校が主体で調査をする場合は、校内いじめ対策委員会を母体として、当該重大事案の性質上、必要に応じて適切な専門家を加える。  
なお、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する構成員が含まれる場合には、その者を除いて調査に当たる等の配慮により、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- ③いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校がどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。
- ④いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、いじめをしている児童への指導を行い、ただちにいじめ行為を止める。
- ⑤いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ⑥いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査を行う。
- ⑦調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。
- ⑧情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ⑨学校が調査を行う際、教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

## （４）調査結果の報告

- ①調査結果については、学校は教育委員会に報告する。  
（「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告）

## 第４章 いじめ防止年間計画（別紙）